

第18回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年1月6日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所別館4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番 金子 幸司	2番 酒 卷 寿 雄
3番 遠藤 秀生	4番 大 宮 茂 男
5番 成 嶋 君 美	6番 飯 野 文 夫
7番 坂 卷 洋 行	8番 石 井 マサ子
9番 岡 田 英 夫	10番 寺 島 和 彦
11番 村 越 等	12番 橋 本 英 介
13番 谷田 貝 和 代	14番 平 川 徹
15番 染 谷 茂	16番 山 崎 明 久

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

19番 栗 原 豊	29番 石 井 一 美
-----------	-------------

15名中2名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

17番 友 野 博 之	18番 小 川 克 己
20番 染 谷 織 恵	21番 大 塚 信 幸
22番 豊 田 佐智子	23番 木 村 寿
24番 関 根 勝 敏	25番 濱 嶋 静
26番 富 澤 英 三	27番 林 敏 夫
28番 飯 田 利 明	30番 砂 川 晴 彦
31番 坂 卷 儀 治	

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 寺 嶋 浩
次長 杉 浦 清

副主幹 原 田 圭 介
主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可
について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県へ
の意見の送付について

議案第 3号 特定農地貸付の承認申請について

議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～そ
の2）

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理
通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理
通知書の交付について

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第18回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中2
名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますこ
とをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選
任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは指名をいたします。

平川徹委員，山崎明久委員，よろしく願いいたします。

次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は，第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，岡田委員長よろしく願いいたします。

岡田委員長 農地第２調査会は，去る１２月２２日，２３日，令和４年度第１０回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条９件，第５条６件，特定農地貸付けの承認申請１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和４年９月に開催された第１４回総会の議案第１号から３号の１５件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

１番について調査結果の報告を，岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 １番について，ご報告します。

調査会資料は，３ページからになります。

本件は，布施在住の譲受人が，農業経営の拡大のため，また，布施

在住の譲渡人は、高齢により農業経営が困難となったため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、布施の畑●筆●，●●●●㎡で，●●，●●●●●●，●●等の野菜を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番から4番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 2番から4番について、ご報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、布施新町在住の譲受人が、新規就農のため、また、布施在住の譲渡人は、高齢により農業経営が困難となった等の理由から、賃貸借権の設定を伴う許可申請です。

申請地は、布施の畑●筆，計●，●●●●㎡で●●●●●●，●●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、

農薬栽培です。そのほか集落活動については、積極的に参加していくということでございます。

本件は、柏市と我孫子市の農地を合わせて5反とするもので、本市のほか、今月中に予定されている我孫子市農業委員会総会において可決されることを条件に、新規就農が認められるものでございます。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告及び補足説明がございました。

2番から4番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

●●●栽培ということですが、●●●棚などの設備の記載がされていませんが、必要ないのでしょうか。

岡田委員長 必要だと思います。

山崎委員 それにしては、棚の設置費用などが計上されていないので、既存の設備があるのか、その辺はどうなんでしょうか。

岡田委員長 今のところ、まだ苗が小さいので、棚の設置費までの話にはなりませんでした。

山崎委員 ●●●の木は、1年で結構のびるので、早めに造らなければならないと思いますし、初年度の販売計画でも●●万円見込んでいるということは、もう生産できる体制にないと無理ですよ。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局からお答えさせていただきます。

ただ今のご質問についてですが、面接時にご本人は、既に●●●の棚が●つあるとおっしゃっていましたので、当面はそれを活用してい

くと思われます。

議長 よろしいですか。

山崎委員 棚があるんですね。分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

1年目から●●●●の売上げが●●●万、●●●が●●万。先ほど、●●●の苗は小さいとおっしゃっていましたが、これから耕作をはじめ、それを売るとなると、ここまでの売上げが見込めるのでしょうか。

岡田委員長 ●●●●は1年でできるそうで、春に植えて秋にはできるそうです。●●●については、既にほかの場所でも作られているようです。

事務局 事務局です。先ほどご説明させていただきましたが、●●●につきましては、既存の●●●の棚を利用するということで見込みが立っていると思います。●●●●につきましては、普及推進協議会に加入し民間農園で指導を受けながら栽培に取り組んでおられたとのことですので、ある程度目途が立っているのではないかと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい、分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

谷田貝委員 谷田貝です。

●●●●は、露地栽培でできるんですか。

岡田委員長 はい、できます。

谷田貝委員 そうなんですね。分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

●●●●は、これだけ作って需要の見込みというのはあるのでしょうか。

岡田委員長 本人の話では、これからを見越しての話ですが、今は正直なところ、あまり認知されていないとおっしゃっていましたが、何か組合的なものもあるらしく、その方たちと連携しながら●●●●●を普及させていきたいという考えを持たれているそうです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

これから●●●●の規模を拡大していくとのことですが、現在ご本人が●●歳で奥さんが●●歳ですか。体力的にも規模拡大や販売網を広げていくとか大丈夫なんでしょうか。

岡田委員長 ご本人は大変お元気で、面接時もきちんと対応されていきましたので問題ないと思います。

成嶋委員 そうですか。分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番から4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 5番について、ご報告します。

調査会資料は、7ページからになります。

本件は、松戸市在住の譲受人が、新規就農のため、また、印西市在住の譲渡人は、耕作していない休耕地の解消のため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、布瀬新田の畑●筆●●●●㎡で、●●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

次に事務局に補足説明を求めます。

事務局。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

お手元の別紙調査会資料3条5番をご覧ください。

はじめに、1ページの就農までの経歴でございますが、申請者は、●●歳の男性で、大学卒業後、●●に就職し●●年間営農指導業務に

従事しています。また実家が農家をしており、幼いころから手伝いをしながら農業に携わっていたことなどから、今回の申請に至りました。

次の2ページは年間作付計画等、営農計画書でございますが、記載のとおりです。なお、5番農機具等につきましては、次の農業経営実施計画書に詳しく記載されておりますので、そちらでご説明させていただきます。

次に3ページ、農業経営実施計画書をご覧ください。目標とする営農類型は、主にいちごと露地野菜で、今回の買入予定地の布瀬新田の畑約●反で行う計画です。

次に4ページをご覧ください。生産機械・施設及び労働力についてでございますが、トラクターや、ハウス設備等、すべて自己資金により購入済で、労働力は、現在本人のみで、年間●●●日従事する計画です。

次の5ページは、農作物の栽培計画となっておりますが、記載のとおりです。

次に6ページ、年間収支計画をご覧ください。就農初年度は約●●●万円の売上に対して、約●●●万円の経費を計上しています。なお、販売先は、直売所を予定しています。

続きまして、7ページをご覧ください。栽培方法は慣行栽培です。

そのほか集落活動については次の8ページのとおり参加するという確約書が提出されております。

なお、本件は、柏市と印西市の農地合わせて5反とするもので、本市の他、今月中に予定されている印西市農業委員会総会において可決されることを条件に、新規就農が認められるものです。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告及び補足説明がございました。

5番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

販売方法ですが、ただ直売所と書いてありますが、これは自分で直

売所をやるとか，ほかの直売所へ出すとか，明確な計画はあるんでしょうか。

岡田委員長 ほかの直売所で販売したい意向です。

山崎委員 まだ，はっきりとは決まっていないということですね。

岡田委員長 はい，そうです。

事務局 事務局です。このことにつきましては，2ページの営農計画書の4番，生産物の処理方法にも記載がありますが，市内の直売所及び洋菓子店に納品とありますので，既存の直売所等に納品するものと思われま

山崎委員 はい，分かりました。

議長 そのほか，ございませんか。

はい，どうぞ。

金子委員 金子です。

別紙資料5ページの農作物の栽培計画には野菜と書かれているだけで，何も書かれていませんが，これでいいのですか。

事務局 事務局です。

只今，ご指摘のありました栽培計画欄についてですが，ここは具体的な作目名を記載しなければなりません。申し訳ございませんでした。なお，作目野菜でございますが，面接時においては●●と●●をやっ

ていくとおっしゃられていました。

以上です。

金子委員 はい，分かりました。

議長 そのほか，ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。
次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 6番について、ご報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人が、隣地自己所有地と一体として耕作するため、また大井在住の譲渡人は、兼業のため農業経営を縮小するため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、大井の畑●筆●●●●㎡で、●●●●を栽培する計画です。
譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

金子委員 金子です。

この譲受人は、●●●●を販売しているんですか。

岡田委員長 はい、販売しています。

金子委員 この方、以前も申請されていましてよね。分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、6番を承認いたします。次の審議に入ります。

7番から9番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 7番から9番について、ご報告します。

調査会資料は、11ページからになります。

本件は、片山で農業を営む譲受人が、農業経営の拡大のため、また、大島田在住の譲渡人は高齢のため農業経営を縮小したい等の理由から、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、大島田の田●筆計●，●●●m²で、●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番から9番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

譲受人の方は、畑を約●反所有されていますが、何を耕作されているのでしょうか。

岡田委員長 今は、畑の維持管理をしているだけのようです。

山崎委員 耕作されていない方が、規模拡大のために農地を取得するんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局です。

3条の取得要件は、作物を作っているか、いないかということではなく、いかに農地を適正に肥培管理されているかどうかが重要で、すぐに耕作できる状態を維持されていることが必要になります。

現在、作物は植付けされていないようですが、耕作できる状態にはなっていますので、この要件は満たしているものと思います。

以上です。

山崎委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、7番から9番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意

見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、13ページからになります。

本件は、売買を伴う、車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、若白毛の畑●筆、●、●●●㎡です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は自動車の整備、販売等を営む法人で、事業拡大に伴い新たに車両置場が必要となったため、今回の計画に至ったものです。

計画内容は乗用車●●台分を設け、既存施設と一体として利用する計画です。

場内は砂利敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし工事中は誘導員を配置し安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 村越です。

この車両置場を使って，まとめて車両をどこかへ売るということですか。

岡田委員長 この事業者は自動車板金業もやっていて，車をオークション等で購入したのち，修理等のメンテナンスをして販売するような話をしていました。

村越委員 それで，これだけの置場が必要だということですね。
分かりました。

議長 そのほか，ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番から6番につきましては一体の事業となりますので，一括して調査結果の報告を，岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 2番から6番について，ご報告します。

調査会資料は，17ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定を伴う農地造成の転用許可申請です。

申請地は，大島田の田●筆，合計●，●●●m²です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地は水はけが悪く，耕作しづらいという耕作環境改善のため，今回の造成計画に至ったものです。

盛土の高さは●.●mで覆土の高さは●m，埋め立て方式は単純埋め立て方式で行います。

被害防除対策として，土砂等の流出を防ぐため土堰堤，防護柵を設

け、雨水は自然浸透とします。

工事中は出入口に看板の設置，警備員を配置し安全に配慮します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から6番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 村越です。

工事車両の出入りは，どこからするのでしょうか。

岡田委員長 調査会資料20ページの左側の計画図をご覧くださいくと細長く黒塗りされている部分があると思いますが，ここが出入口になります。

村越委員 分かりました。

それから，この土はどこから持ってくるんですか。

岡田委員長 おもに印西市の建設現場から発生する建設発生土とその他の2カ所から発生する建設発生土を搬入するそうです。

村越委員 何tダンプで1日どのくらいの台数が入ってくるのですか。

岡田委員長 ●●tダンプで1日最大●●台程度搬入するそうです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

橋本委員 橋本です。

自分はこの下手に田があるんですが，ここは以前から湿地帯のような状態で，どこが田んぼなのかも分かりませんが，埋め立てたときに，この水はどうなるんでしょうか。

岡田委員長 水路は造ると言っていました。

橋本委員 あれだけ溜まっている水がどこに行くのかなとも思いますし，埋め立て後の雨水等がどういう感じで水路に流れていくのかなとも思っています。

岡田委員長 面接では，ここを埋めて上からの水がたまらなくなることは確認しましたが，譲受人もためないように流すと言っていました。

橋本委員 現況は，ため池のようになっているので，その先の河川に通ずる水路はおそらくないと思いますが，どの程度埋めるのか，わかりませんが，北側の道路は結構低いので，雨水などがたまらなくなった場合オーバーフローするんじゃないかと思うので，水路の状況に関しては，私もよくわからないので，土地改良区に確認してみようと思います。

事務局 事務局です。

このことにつきましては，面接時に詳細な質問ができていたわけではありませんが，まず当該地は手賀沼土地改良区の区域内にあるということから，手賀沼土地改良区より，今回の転用に関して隣接する農地に対する雨水排水対策，あるいは土砂の流出防止対策などの意見書が出されております。したがって，この転用もそれを踏まえた上で行われるものと考えております。また面接時には，工事中はもとよ

り転用後においても問題が発生した場合には、責任を持って対応するよう、お話しせてもらいましたので、橋本委員がご懸念されていることへの明確な回答にはなっていないかもしれませんが、そうならないようにやるという形にはなっておりますので、その点をご理解の上、ご判断いただきたいと思います。

橋本委員 分かりました。造成することに関しては、まったく反対ではないですし、使えない土地はこうして手を加えていくのは当然だと思っていますので、全否定をしているわけではありませんが、やっぱり埋めることにより地形が変化する場合、水処理に対する配慮が今までは足りなかったんじゃないかなと思いますし、造成するときには、やはり地下水位とか表面排水とか、その辺のことを詳しく聞いてほしいなと思います。

事務局 分かりました。

今回こういうお話がありましたので、あらためてこの事業者には、この件についてお話ししたいと思います。当然のことながら、先ほども申し上げたように、何か問題が発生した場合には、周辺農地の方々に迷惑をかけないように対応するというのは、今回の農地造成に限らず、全ての転用において最も注意すべき事項ですので、このことにつきましては、今後も引き続き気をつけてまいりたいと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番から6番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「特定農地貸付の承認申請について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告いたします。

調査会資料は21ページからになります。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設で、「特定農地貸付け」と呼ばれるものです。

申請者は、今谷上町在住の農家の方です。自己所有の農地を活用し、市民農園を開設するものです。

申請地は、市街化区域内にある農地で、今谷上町の畑●筆●、●●●. ●●●㎡です。

開設内容については、利用者への貸付期間は●年間で、市民農園の区画数は●㎡の区画を●●区画、●●㎡の区画を●●区画、合計●●●区画を予定しており、利用者の募集方法はチラシ配布やインターネットによる一般公募で、選考方法は申込みをした者の中から先着順で決定します。

申請者は、農園内に管理人を配置し、日常的な農園巡回、適切な農地管理のほか、農園利用者へのサポートや周辺住民からの苦情対応等を行い、農園の適切な利用の確保に努めるとのことです。

現地調査並びに面接調査の結果を審査したところ、特定農地貸付の各要件に合致していると認め、第2調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対して、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

次に事務局に補足説明を求めます。

事務局。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

議案第3号「特定農地貸付の承認申請」につきまして、審査の要件である市との貸付協定は、令和●年●●月●●日付で締結済みとなっており、土地所有者が借受者と結ぶ貸付規程については、貸付地の面積が●タイプ、●●㎡区画と●㎡区画となっており、いずれも10a未満で要件を満たしております。

また、営利を目的とした作物の栽培についても禁じており、貸付期間は●年間とする旨、つまり●年を超えない貸付であることが明記されております。

なお、委員長からのご報告にもありましたとおり、公募の方法につきましても、チラシ配布やインターネット等による一般公募とする旨、借受者は先着順で決定する旨、貸付規程に記載があり、こちらも要件を満たしております。

以上で、事務局からの補足説明を終わります。

ご苦労さまでした。

調査結果の報告及び補足説明がございました。

1番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

貸す条件が10a未満と説明されていましたが、申請面積が●、●●●、●●㎡で、さっきの特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律で10a未満を超えていますが、これはどういうことでしょうか。

議長 では、事務局。

事務局 事務局です。10a未満とは、1区画当たりの面積で、申請地の全体面積ということではありません。

成嶋委員 全体面積じゃなくて、1区画当たりなんですね。分かりました。じゃ、全体面積はいくらでも構わないということですか。

事務局 はい、そのとおりです。

成嶋委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

村越委員 村越です。

みなさん車で来ると思うんですけども、駐車場に関してはどう考えているんですか。

岡田委員長 農園に来られるときは、公共の交通機関を利用してもらうとのことで、車で農園に来ることは想定していないそうです。その理由としては、過去の自社の実績データや現地では農具類をすべて貸し出すこと。また、着替えなどの休憩スペースを設けることなどによるものです。

村越委員 分かりました。それから、市民農園ということですが、開設者は柏市ということなんでしょうか。

岡田委員長 いいえ、柏市ではなくて民間です。

村越委員 申請者じゃないですよ。申請者は関係ないよね。

岡田委員長 申請者は農地の所有者で、それを柏市が承認して、土地所有者がこの市民農園の管理を民間事業者に頼んであるということです。

議長 はい，事務局どうぞ。

事務局 事務局から補足をさせていただきますが，この件に限らず一般論として特定農地貸付けに関する柏市としての位置づけは，土地に対する管理を行うというよりも，市民がこういった趣味的な家庭菜園のニーズがあるので，今回の土地を農地法の特例をもって活用するというのを地権者と協定を結ぶということであって，実際の土地管理は本来地権者が行いますが，今回のケースは，地権者が民間のアベニューヴィラという企業に委託をして運営をするという形ですが，いずれにしても市は直接この運営に携わるというわけではございません。

村越委員 分かりました。

議長 そのほか，ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，1番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1から，その2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 それでは審議に入ります。

議案第4号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は、手賀に在住の農業者が片山新田の田●筆、手賀の田●筆、手賀新田の田●筆、合計面積●●●、●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、手賀に在住の農業者が手賀新田の田●筆、面積●●●m²の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、その1を承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第3番から第4番は、塚崎に在住の農業者が弁天下の田●筆、増尾の田●筆、合計面積●●、●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年●ヶ月及び●●年です。

計画番号第5番から第7番は、若白毛に在住の農業者が箕輪の田●筆、若白毛の田●筆、合計面積●、●●●㎡に新規及び継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年及び●●年です。

計画番号第8番から第23番は、金山に在住の農業者が泉の田●筆、畑●筆、泉村新田の田●筆、千間橋の田●筆、金山の畑●●筆、合計面積●●、●●●㎡に新規で賃貸借権又は使用貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労様でした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

2月2日木曜日、2月3日金曜日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時から、別館4階第5会議室でございます。

担当は、農地第3調査会です。

2月10日金曜日が総会で午後2時から、別館4階第5会議室でございます。

これをもちまして、第18回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時35分閉会)